

65歳↑=65歳以上

75歳↑=75歳以上(要介護者などは65歳以上)

在宅 = 在宅の方のみ

民生委員 = 民生委員へ申し込み

在宅 暮らしのお手伝い

掃除、外出の付き添い、網戸の張り替えなど、日常生活上の簡易な援助

対象 65歳↑ 市民税非課税で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な方

自己負担 事業経費の1割(月額上限1万円)

※金額は仕事内容によって異なります。

在宅 短期入所(ショートステイ)

日常生活に配慮が必要な高齢者の自立した生活を支援するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る

対象 65歳↑ 要支援・要介護認定を受けていない方

利用料(1日あたり)

▷生活保護世帯=1,000円

▷その他=2,000円

利用上限 6カ月で7日まで

在宅 電磁調理器の給付

対象 75歳↑ 市民税非課税で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で防火に配慮が必要な方

自己負担 給付費用の1割

※生活保護世帯は無料。

※事前に購入したものは対象になりません。給付は一度限りです。

老人性白内障特殊眼鏡などの費用助成

特殊眼鏡などの購入費用を助成

対象 75歳↑ 市民税非課税世帯で老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、人工レンズの挿入ができない方

助成額上限(いずれか1つ)

▷特殊眼鏡=30,000円

▷コンタクトレンズ=25,000円

在宅 火災警報器の設置

対象 75歳↑ 市民税非課税でひとり暮らしの方

自己負担 設置費用の1割

※生活保護世帯は無料。

※事前に購入したものは対象になりません。設置は一器のみで一度限りです。

補聴器(ポケット型)の給付

対象 75歳↑ 市民税非課税世帯で両耳の聴力が55デシベル以上で医師の判定を受けた方

自己負担 給付費用の1割

※生活保護世帯は無料。

※事前に購入したものは対象になりません。給付は一度限りです。

在宅 愛のひと声 **民生委員**

安否確認を目的に毎日(祝日、年末年始を除く)乳酸菌飲料を配達し声がけを行う

対象 75歳↑ 安否確認が必要なひとり暮らしの方

在宅 高齢者安心相談システム **民生委員**

毎日24時間、看護師などの専門職に健康相談などができる機器を設置し、緊急時には警備員が駆け付ける

☆緊急連絡先と協力員(緊急時に迅速に対応できる原則市内に在住の方)いずれも必ず1人以上の登録が必要です。

対象 75歳↑ ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 **自己負担**

▷固定電話を利用する機器を設置する方=無料

▷無線通信(LTE回線)を利用する機器を設置する方=月額440円(3カ月ごとの更新制で口座から引き落とし)。

※愛のひと声と高齢者安心相談システムは、どちらか一方を選択してお申し込みください。

自分らしく安心した生活を — 心身障がい児者の福祉サービス —

障害者総合支援法などのサービス

自己負担額は費用の**1割**です。

※難病の方もサービスを利用することができます。
※介護保険の対象者は介護保険のサービスが優先されます。

●障害福祉サービス … ホームヘルパーの派遣、短期入所、就労移行支援、児童通所など

➡ここまでの相談は…

▷障がい児者全般＝足利市障がい者基幹相談支援センターすくらむ・☎④0307

※月曜日の午前9時30分～正午は障がい福祉課（市役所本庁舎1階23番窓口）でも相談を行っています。

▷精神障がい者＝地域活動支援センター・あしかが・☎④2643

地域活動支援センター・ハートランド・☎⑦0811

▷就業相談＝両毛圏域障害者就業・生活支援センター・☎④2268

●障害者移動支援 … 外出の付き添いなど

●社会参加促進 … 自動車改造費用の助成など

●日中一時支援 … 日中に短時間のお預かり

●日常生活用具の給付 … ストーマ装具、紙おむつなどの給付

●訪問入浴 … 事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

●補装具費の支給 … 身体の機能障がいを補う補装具費の支給

●福祉ホーム … 自宅での生活が困難な方に当面の居室を提供

➡ここまでの相談は…障がい福祉課障がい支援担当・☎⑩2134

各種手当・減免・割引

●特別障害者手当

20歳以上で常に特別な介護を必要とする在宅の重度心身障がい者

●有料道路通行料金の割引

NEXCOのホームページで申請できるようになりました。詳細は**有料道路ETC割引登録係**☎045・477・1233へお問い合わせください。

●障害児福祉手当

20歳未満で常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい児

●NHK受信料の免除

対象の障がいなどに該当すると受信料が半額または全額免除になります。

●特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育している方

➡ここまでの相談は…障がい福祉課障がい福祉担当・☎⑩2169

その他

●手話通訳 … 平日の午後1時～5時15分、障がい福祉課に手話通訳者を配置しています。

●意思疎通支援 … 聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

➡ここまでの相談は…障がい福祉課障がい福祉担当・☎⑩2169

●点訳・音訳あしかがみ … 視覚障がい者のために点訳版、音訳版の広報紙を郵送します。

➡ここまでの相談は…視覚障害者福祉ホーム・☎④2200